

内 規

内規 I 慶弔規定

1. この規定は会則第 16 条に基づき、慶弔、見舞いについて定める。この規定による返礼の必要は全くない

(弔 慰)

2. 死亡の場合

(1) 会 員	10,000 円	花輪及び電報 は役員で協議
(2) 児 童	10,000 円	
(3) 教員の親族		
(イ) 教員の配偶者	5,000 円	
(ロ) 教員の実父母、実子・同居の義父母	3,000 円	

(見 舞)

3. 病気、火災の場合

(1) 児童 2 週間以上入院の場合	3,000 円
(2) 教員 2 週間以上入院の場合	3,000 円
(3) 火災の場合（天変地変等の災害時を除く）	5,000 円

(祝 慶)

4. 結婚、出産の場合

(1) 教員の結婚	5,000 円
(2) 教員または配偶者の出産	3,000 円

5. ここに規定する以外の事案については、役員会で協議及び処理し運営委員会に報告することとする

(改 正)

6. この規定は運営委員会において、出席者の過半数の同意を得て変更することができる

附 則

この規定は昭和 59 年 5 月 19 日より実施する

この規定は昭和 63 年 3 月 3 日に一部改正

この規定は平成 28 年 10 月 7 日に一部改正

内規Ⅱ 表彰規定

1. この規定は会則第 17 条に基づき、表彰並びに感謝状及び記念品の贈呈について定める
2. 地域の諸団体及び個人にあって、本校または本会の向上発展に著しい業績のあった者並びに本校児童の健全育成に寄与し、その功績の高い者に対して運営委員会にはかり、学校長の同意を得てその意を表することができる
3. 会長及び児童にあって特別な善行等に関し、会長は運営委員会にはかり、学校長の同意を得て表彰することができる
4. 本会会員に対する感謝状及び記念品の贈呈については、次の基準により退会にあたり贈るものとする
 - ◇ 次に該当する者に対しては感謝状及び記念品を贈る
 - (1) 会 長
 - (2) 校 長
 - ◇ 次に該当する者に対しては記念品を贈る
 - (1) 役 員
 - (2) 委 員 長

5. 前条について、会長は学校長の同意を得てその業績を配慮し特例を設けることができる
6. 教職員の転退職に対する記念品の贈呈については、次により贈るものとする
 - (1) 学校長 5,000 円 (3 年以上は 2,000 円×在職年数)
 - (2) 教 員 3,000 円 (4 年以上は 1,000 円×在職年数)
 - (3) 職 員 1,000 円 (5 年以上は 500 円×在職年数)
7. ここに規定する以外の事案については運営委員会にはかり、学校長の同意を得て処理するものとする
8. この規定は運営委員会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる

附 則

この規定は昭和 59 年 5 月 19 日より実施する

この規定は昭和 63 年 3 月 3 日に一部改正

この規定は平成 2 年 3 月 5 日に一部改正

この規定は平成 28 年 10 月 7 日に一部改正

内規Ⅲ サークル活動規約

1. この規約は会則第 18 条に基づき、サークル活動について定める

(目 的)

2. 会員の教養の向上、健康増進及び会員相互の親睦を深めることを目的とし
自主的な管理、運営を行う

(構 成)

3. 各サークルの構成は PTA 会員とする。ただし指導者についてはこの限りではない

(設 置)

4. サークルの新設については、運営委員会の議決承認を得て学校長の下承を得る
5. サークルの解散については、運営委員会及び学校に報告する

(活 動)

6. 各サークルは、年度初めに代表者、人員、活動計画等を文書にて会長及び学校長に提出すること
7. 各サークルは、学校と連絡を密にすること（練習日、練習場所等）
8. 各サークルは、学校教育を優先すること

(会 計)

9. 各サークルは、それぞれの活動に必要な費用のみサークル会員より徴収することができる
10. PTA 連合会の行事に参加するサークルには、本会計より助成金を支出することができる

(改 正)

11. この規約は運営委員会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる

附 則

この規定は昭和 63 年 4 月 1 日より実施する

この規定は平成 28 年 10 月 7 日に一部改正

内規Ⅳ 会費

1. 会費は 1 世帯あたり年額 3,500 円とし年 1 回徴収する

(改 正)

2. 会費については、総会の会費変更決議に基づき、運営委員会において審議し、出席者の2/3以上の同意を得て改正することができる。ただし、その結果を総会にて報告しなければならない

附 則

この規定は令和2年7月22日より実施する

この規定は令和3年2月17日に一部修正

内規V 災害等緊急時積立金

(目 的)

1. 災害または緊急時、その他これに類する事項に対し、必要な措置のため、災害等緊急時積立金を設ける
2. 災害等緊急時積立金は、次年度繰越金の一部から積立をするものとする
3. 災害等緊急時積立金の使用に関しては、学校側とPTA側で協議して相互の合意なされた場合に限り、使用できることとする

(改 正)

4. この規定は運営委員会において、出席者の過半数の同意を得て、かつ学校長の承認を得て改正することができる

附 則

この規定は令和2年7月22日より実施する